

中央浄化センター外維持管理業務委託

一 般 仕 様 書

令和 8 年 7 月

久留米市企業局 上下水道部 下水道施設課

第1章 総 則

(目的)

第1条 この一般仕様書は、久留米市企業局（以下「委託者」という。）が実施する中央浄化センター外維持管理業務委託（以下「本業務」という。）について、特に必要な事項を定めることにより、本件を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）による業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、業務対象施設の機能が十分発揮できるよう、この一般仕様書のほか、契約書、特記仕様書、企画提案書及びその他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。また、本業務対象施設における工事や他の業務委託等が円滑に実施出来るよう協力しなければならない。

(履行期間等)

第3条 本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。
2 契約締結の日から履行開始迄の期間を準備期間とし、受託者は、本業務の引継ぎを期間内に完了させること。

(対象施設)

第4条 本業務の対象となる施設の名称及び位置は次のとおりとし、浄化センター及びポンプ場等の施設の概要については特記仕様書による。

- | | | |
|-----|-----------|-----------------|
| (1) | 中央浄化センター | 久留米市津福本町 2241 |
| (2) | 長門石中継ポンプ場 | 久留米市長門石 15-1 |
| (3) | 櫛原中継ポンプ場 | 久留米市東櫛原 854 |
| (4) | 小森野中継ポンプ場 | 久留米市小森野二丁目 1-71 |
| (5) | 宮ノ陣中継ポンプ場 | 久留米市宮ノ陣二丁目 1-50 |
| (6) | 若松中継ポンプ場 | 久留米市宮ノ陣町若松 1-14 |
| (7) | マンホールポンプ場 | 久留米市内 65箇所 |
| (8) | 篠山排水ポンプ場 | 久留米市旭町 69-8 |

(維持管理業務の内容)

第5条 維持管理業務の内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- | | |
|-----|----------|
| (1) | 処理場施設 |
| ア | 保守点検業務 |
| イ | 運転操作監視業務 |
| ウ | 水質試験業務 |
| エ | 事務業務 |
| オ | その他業務 |
| (2) | ポンプ場施設 |
| ア | 保守点検業務 |
| イ | 事務業務 |

ウ その他業務

(付帯業務の内容)

第6条 付帯業務の内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 消防設備等保守点検業務
- (3) 地下燃料タンク気密漏洩検査業務
- (4) ボイラー定期点検整備業務
- (5) 庁舎清掃業務
- (6) 篠山排水ポンプ場植栽管理業務
- (7) 篠山排水ポンプ場沈砂池浚渫業務
- (8) 篠山排水ポンプ場天井クレーン点検業務
- (9) 修繕業務

(法令の遵守)

第7条 受託者は、業務の履行にあたり下水道法、水質汚濁防止法、電気事業法、労働安全衛生法等、その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務の管理)

第8条 受託者は、次の業務を管理するものとする。

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、資格者を配置し、常に安全に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。また、業務履行にあたり安全管理上の問題が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、処理場施設等の構造、性能等を十分に理解し、業務の履行にあたっては常に問題意識をもってこれに当たり、設備の保全に努めるものとする。
- (3) 受託者は、自然災害及び下水処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急時の体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。
- (4) 緊急及び非常事態の発生に対する体制等については、事前に委託者と協議・調整し、連携を図ることが出来るようにしなければならない。
- (5) 受託者は、地域住民と充分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

(業務体制)

第9条 受託者は、本業務に従事する業務従業員（以下「従業員」という。）の氏名及び分担等を書類にて委託者に通知しなければならない。また、異動がある場合は、事前に通知することとする。

- (1) 受託者は、従業員の中に委託者の指定する資格を有する者を配置しなければならない。
- (2) 委託者は、従業員の中に業務の履行または管理上著しく不相当と認められるものがいた場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。
- (3) 受託者は、前項の規定による委託者からの要求があった場合、業務に支障がないよう適切に措置するとともに、その結果を委託者に報告しなければならない。

(業務統括責任者の選任)

第10条 受託者は、下水処理場での実務経験を10年以上有し、下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者、若しくは下水道技術検定（第3種）合格者の中から、業務統括責任者及び業務副統括責任者を専任しなければならない。

(業務統括責任者の職務)

第11条 業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本業務全体を把握し、最高責任者として統括的な管理、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容を十分理解し、効率的且つ経済的な運転に努めること。
- (3) 日常の業務執行状況を随時委託者へ報告するとともに、必要に応じて協議を行うこと。
- (4) 従業員を教育し、技術の向上、事故防止、安全衛生等に努めること。

(資格者の選任)

第12条 受託者は、本業務の履行に必要な次の資格者を選任しなければならない。なお、(1)から(8)については、同一の者が複数を兼務してもよい。

- (1) 第3種電気主任技術者（ただし、外部委託による選任可）
- (2) 一級ボイラー技士
- (3) 危険物取扱者甲種または乙種第4類取得者
- (4) 安全衛生推進者
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (6) 玉掛技能講習修了者
- (7) 床上操作式クレーン技能講習修了者
- (8) 第1種電気工事士または第2種電気工事士

(業務履行計画)

第13条 受託者は、速やかに運転管理業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 運転管理業務計画書には、次の事項を示さなければならない。

- (1) 実施方法
- (2) 人員体制
- (3) 業務履行体制
- (4) 施設、使用物件の管理、使用方法
- (5) 保守点検計画
- (6) 運転管理計画
- (7) 施設管理計画
- (8) 労働安全対策（安全訓練活動等の実施要領についても記載すること）
- (9) 衛生管理

3 計画内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

(提出書類)

第14条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届

- (2) 企画提案書に関連する実施計画書、中間報告書、実績報告書

中間報告書は半年毎、実績報告書は年度毎とする。

- (3) 業務統括責任者選任届

業務統括責任者及び業務統括副責任者の経歴書並びに資格証の写しを添付

- (4) 運転管理業務計画書

- (5) 有資格者一覧表

従業員の資格所持状況が確認できるもの（資格証の写しを添付）

- (6) 業務分担届

業務履行体制、人員配置計画が確認できるもの

- (7) 労災保険等

乙は、労働保険等（第3者に及ぼした損害保険を含む）に加入すること。また、契約を締結したときは、その証券のコピー又は、これに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。

- (8) その他、委託者が求める書類

2 前項の書類に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

3 各月の業務が完了した時は、当該月の業務完了報告書を提出しなければならない。

（完了検査）

第15条 受託者は、業務完了時に業務完了報告書、日報、月報、その他必要な書類により、委託者の検査を受けなければならない。

（施設の管理）

第16条 受託者は、浄化センター等の施設を目的外に利用してはならない。

2 受託者は次に掲げることを厳守すること。

- (1) 業務関係者以外の立ち入り禁止
- (2) 業務関係物品、資材以外の持ち込み禁止
- (3) 業務関係車両以外の乗り入れ禁止
- (4) 委託者財産及び所有物の無断持ち出し禁止
- (5) 事務室等の整理・整頓

3 業務の履行において、周辺住民と紛争等が生じないよう努めなければならない。

4 本業務に関する、外部からの照会、意見、要望、住民対応、依頼等の対応については、委託者が行うものとする。

第2章 業務要領

(業務予定表)

第17条 受託者は、各月末までに翌月の作業予定、機器の整備点検予定の計画書を作成し、委託者へ提出しなければならない。

- 2 受託者は、委託者と協議して決定した作業予定表に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(緊急時（異常気象等）の対応)

第18条 豪雨、台風、停電、その他外部事由による緊急事態が発生した場合、速やかに委託者に報告するとともに、早期復旧に努めなければならない。

- 2 本業務の体制では対応が困難な場合において、委託者から対応に必要な体制を取るよう要請があった場合は、当該体制の確保に最大限努めること。

(機器の点検と報告)

第19条 受託者は、日常及び定期的に点検整備を実施し、結果を取り纏め、毎月委託者に報告しなければならない。

- 2 点検の結果、異常又は故障が発見された場合は、速やかに委託者に報告するとともに、その対応方法を協議し、業務に支障がないよう措置しなければならない。
- 3 上記のほか、委託者から報告書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

(運転記録等の報告)

第20条 受託者は、委託者が認めた運転管理日報等に所要事項を記入し、委託者へ提出しなければならない。

- 2 受託者は、委託者が認めた運転管理月報に所要事項を記入し、翌月速やかに委託者へ提出しなければならない。
- 3 受託者は、委託者が認めた運転管理年報に所要事項を記入し、翌年度速やかに委託者へ提出しなければならない。

(簡易な修理及び補修)

第21条 受託者は、点検整備により発見された不良箇所や故障のうち、備え付け工具、予備品等を用いて修理可能なものについては、委託者の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、委託者へ書面をもって報告するものとする。

- 2 応急措置後は、対応方法を委託者と協議して決めなければならない。

(安全衛生管理)

第22条 受託者は、作業の実施にあたり、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、業務を履行するものとする。

- 2 受託者は、関係者以外の者が施設内の危険箇所へ立ち入らないよう、管理を徹底しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第23条 受託者は、従業員に対して必要な知識及び技能に関する教育を施し、技術力の向上に努めなければならない。

2 受託者は、従業員または関係者に対し、事故その他災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

3 受託者は、毎月安全教育及び訓練の内容について、委託者に書面で報告しなければならない。

(火災の防止)

第24条 受託者は、施設の火災を未然に防止するため、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底するとともに、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止)

第25条 受託者は、業務場所における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

(整理整頓)

第26条 受託者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等を整理、整頓し、清潔になるよう努めなければならない。

第3章 その他事項

（事務室の使用）

第27条 業務履行に必要な事務室、休憩室、浴室等（以下、「事務室等」という。）は、契約期間中は無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中に、受託者の責による汚損等があった場合には、受託者の費用負担で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用にあつては常に節約に努めなければならない。

（施設等の使用）

第28条 委託者は、本業務の履行に必要な委託者の施設及び設備（以下、「施設等」という。）を指定し、受託者にその使用を認めるものとする。

- 2 受託者は、施設等を常に良好な状態に保つよう管理しなければならない。
- 3 受託者は、施設等を本業務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、事前に委託者の許可を受けた場合は、この限りではない。
- 4 受託者は、契約期間が満了した時又は契約が解除された時は、速やかに施設等を原形に戻し、委託者に明け渡さなければならない。

（完成図書、工具・安全対策器具等、貸与品）

第29条 委託者は、本業務の履行に必要な浄化センター等の完成図書類及び各機器の分解整備用の専用工具等を受託者に貸与する。

- 2 受託者は、貸与された物品等について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。また、委託者の求めがあった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品を故意又は過失により損傷、紛失した時は、その損害を補償しなければならない。
- 4 業務履行に必要な安全管理器具は、原則として受託者が用意するものとする。（別表1）
- 5 点検整備、簡易な修理に必要な小型工具類や測定機器等は、原則として受託者が用意するものとする。
- 6 受託者は、施設の清掃等に必要な場合は、市所有のパキュームカーを使用することができる。使用する際は、任意保険に加入することとする。

（備品及び消耗品等）

第30条 次の各号に掲げる受託者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等の調達に要する経費は受託者が負担するものとする。

- （1）潤滑油類費（補充用のオイル、グリースなど）
- （2）燃料費（作業用、車両用等）
- （3）塗装費（軽微な部分補修用塗料）
- （4）報告記録用紙費
- （5）什器・備品（別表2）
- （6）消耗品（別表3）

(交換部品等の受託者による調達)

第31条 前条の規定に該当しない交換部品等については、各年度において総額 5,000 千円（消費税等を含まない）を超えるまでは受託者において調達するものとし、その執行にあたっては事前に委託者の確認を受けるものとする。また、受託者は委託者にその執行状況について毎月報告を行うとともに、交換部品等の入荷に対し、委託者の検収を受けるものとする。なお、交換部品等の調達単価の上限額は 200 千円（消費税等を含まない）を基本とするが、これによりがたい場合は委託者との協議により決定する。

(従業員の服装等)

第32条 従業員の服装は、清潔で安全かつ作業性に配慮したものとする。

2 従業員は、受託者名を明記した社章等を着用しなければならない。

(準備及び引継ぎ)

第33条 本業務の履行に際し、支障をきたすことがないように、準備及び研修並びに引継ぎを行うものとする。ただし、準備期間に要する経費は受託者が負担するものとする。

(対象施設の変更)

第34条 委託者は、履行期間内において、本業務の対象となる施設に変更があった場合は、業務委託料の変更を行うものとする。

(修繕の清算)

第35条 委託者は、一般仕様書第 6 条 9 号の修繕の実施予定額と実績額に差異がある場合は、最終年度に業務委託料の調整、変更を行うものとする。

(疑義等)

第36条 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

別表 1 受託者が用意する安全管理器具

- ・保護具（ヘルメット，防塵マスク，保護メガネ，保護衣等）
- ・携帯用ガス検知器（毒性ガス，硫化水素，酸素，可燃性ガス）
- ・墜落制止用器具，セーフティーブロック
- ・安全標識関係（安全標識，安全ロープ，ガードコーン，コーンバー等）
- ・救急用品・空気呼吸器類・その他

別表 2 受託者が用意する什器・備品

- ・連絡用自動車・自転車・電話機・携帯電話・FAX・パソコン・プリンタ・事務用机・事務用椅子類・書庫類・黒板類・複写機・被服類・下足箱・傘立・掃除具収納庫・写真機・ロッカー類・茶器類・寝具類・洗濯機・履物類・点検整備及び修繕に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器類） 等

別表 3 受託者が用意する消耗品

- ・整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類）
- ・補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内）
- ・衛生用品（石鹼、消毒液、救急用薬品、トイレットペーパー）
- ・清掃用品（清掃用ゴミ袋）
- ・その他日用品、事務用品等

中央浄化センター外維持管理業務委託

特 記 仕 様 書

令和8年7月

久留米市企業局 上下水道部 下水道施設課

(業務対象施設の概要)

第1条 一般仕様書第4条に規定する対象施設の概要等は、下のとおりとする。

(1) 処理場施設

名 称 : 中央浄化センター

所在地 : 久留米市津福本町 2241

敷地面積 : 12.1ha

供用開始 : 昭和 47 年 5 月

処理方式 : 嫌気無酸素好気法 (段階的高度処理)

排除方式 : 分流式

放流先 : 1 級河川 金丸川

処理能力 : 67,300 m³/日

主要設備 : 図面「水処理フロー図」「汚泥処理フロー図」を参照

(2) 中継ポンプ場

ア 名 称 : 長門石中継ポンプ場

所在地 : 久留米市長門石二丁目 15-1

供用開始 : 昭和 54 年 4 月

排除方式 : 分流式

排水能力 : 6.8 m³/分 (定格時)

放流先 : 長門石污水幹線→中央浄化センター

イ 名 称 : 櫛原中継ポンプ場

所在地 : 久留米東櫛原町 854

供用開始 : 昭和 56 年 2 月

排除方式 : 分流式

排水能力 : 18.4 m³/分 (定格時)

放流先 : 東櫛原污水幹線 (管断面 1,100mm) →中央浄化センター

ウ 名 称 : 宮ノ陣中継ポンプ場

所在地 : 久留米市宮ノ陣二丁目 1-50

供用開始 : 平成 12 年 10 月

排除方式 : 分流式

排水能力 : 5.8 m³/分 (定格時)

放流先 : 宮ノ陣 2 号污水幹線 (管断面 700mm) →中央浄化センター

エ 名 称 : 若松中継ポンプ場

所在地 : 久留米市宮ノ陣町若松 1-14

供用開始 : 平成 7 年 10 月

排除方式 : 分流式

排水能力 : 2.02m³/分 (定格時)

放流先 : 宮ノ陣北野污水幹線 (管断面 250mm) →宮ノ陣中継ポンプ場

オ 名 称 : 小森野中継ポンプ場

所在地 : 久留米市小森野二丁目 1-71

供用開始：平成 9 年 4 月

排除方式：分流式

排水能力：2.0 m³/分（定格時）

放流先：小森野 2 号汚水幹線（管断面 500mm）→中央浄化センター

（3）マンホールポンプ場

市内 65 箇所（詳細は別表「マンホールポンプ場施設の概要」を参照）。

（4）雨水排水機場

名 称：篠山排水ポンプ場

所在地：久留米市旭町 69-8

供用開始：昭和 57 年

排除方式：分流雨水

排水能力：2,040 m³/分

放流先：筒川→筑後川

（業務委託の概要）

第2条 受託者は、放流水質基準の遵守及び本業務の対象となる設備の機能保持を行うため、その機能に支障を生じさせることなく円滑に運転し、危機管理体制も含めた適正な維持管理を行うものとする。また、受託者は、本業務の履行に際しては、当該設備能力等を熟知するとともに、コスト縮減を念頭に業務にあたることとする。

（維持管理業務の内容）

第3条 一般仕様書第 5 条に規定する業務の主な内容は、以下のとおりとする。

（1）保守点検業務の内容

施設の各設備等の正常な運転を確保するために実施する日常・定期・臨時点検及び簡易な故障修理等の業務。保守点検基準については、「下水道施設維持管理積算要領（2020 年版）第 4 編「下水道機械・電気設備保守点検基準」、完成図書及び取扱説明書等を参考にする。

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、原則として毎日行う点検のことで、主として目視、触感、確認、測定、調整及び記録等の作業

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1 週、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年等期間を定めて行う点検のことで、主として測定、調整、分解、清掃及び記録等の作業

ウ 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業のことで、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施する。

エ 定期自主点検

法令の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業

- オ 簡易な故障修繕
特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処理できる修繕
- カ 点検設備等周辺の清掃
機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業
- キ マイクロガスタービン発電機
日常点検、吸気フィルタの清掃及び交換作業
- ケ 臭気調査
毎月 2 回の人による臭気調査の実施。場内の匂いの状況を 2 名で毎月第 2 木曜日の 9 時及び第 4 木曜日の 13 時から確認し、市に報告すること。
- コ 騒音調査
年 2 回の市から貸与する騒音計による敷地境界における騒音調査。定められた時間帯に所定の箇所で調査を行い、市に報告すること。
- サ 処理水槽の水抜き・清掃・点検
毎年、非出水期に 1 池分の水処理施設の内部機器の点検を行うもの。

(2) 運転操作監視業務の内容

設備等を安定的かつ適正に運転するために常駐して行う以下の作業

- ア 監視室における監視、操作、記録等の作業
- イ 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業
- ウ 管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業
- エ 監視室内の整理、清掃等の作業
- オ 夜間の巡視点検
- カ 大雨等による浸水排除運転・改築工事等による調整運転等の作業
- キ マイクロガスタービン発電機の警報確認、ガス発生量減少や故障に伴う停止操作、及び再稼動予定時間を関係各所へ連絡する作業
- ク ボイラー運転業務（冬季約 1,400h/年見込み）
- ケ 非常用発電機の実負荷運転
- コ 計装機器の零点確認
- サ ろ液管内部洗浄
- シ 電線ピット内点検
- ス 汚泥供給管清掃（処理水によるフラッシング作業）
- セ 分離液配管内の MAP 除去
- ソ 重力汚泥・濃縮汚泥配管内部清掃（処理水によるフラッシング作業）

(3) 水質試験業務の内容

処理場施設の適正な維持管理のために行う水質試験に関する以下の作業

- ア 水質試験業務の補助作業（採水、分析）
- イ データ整理等の作業
- ウ 水質試験器具の洗浄作業

(4) 事務業務の内容

庶務一般業務等に係わる以下の作業

- ア 委託者との業務打ち合わせ、報告（設備運転・水質試験等に関すること）
- イ 消耗品・備品・修繕材料等の発注補助
- ウ 年間計画書・月間計画書の作成
- エ 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業
- オ 事務室内の整理、整頓等の簡易な作業
- カ 庁舎清掃業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防設備等保守点検業務、地下タンク気密漏洩検査業務、法定点検等の発注業務
- キ 保守点検業務や運転操作監視業務における管理データのまとめと提供（必要に応じて）

（５） その他業務の内容

ア 常駐での業務委託における、以下の作業

- ① 建物（事務室、廊下等）の清掃、除草、屋外清掃等の作業
- ② 場内整備に係わる備品、材料等の整理、整頓等の作業
- ③ ユーティリティ（薬品、燃料等）、消耗品・備品等の入荷、保管管理等の業務
- ④ 沈砂・スクリーンかす・脱水汚泥等の場外搬出業務、植栽管理業務に係わる立ち会い作業・補助作業
- ⑤ 受託者の業務に伴い発生する産業廃棄物（ゴム手袋等）は、受託者の責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行うこと。また、委託者の事業に伴い発生する廃棄物（使用済みの薬品袋、受託者の実施する施設修繕等に伴い発生する廃材等）は、委託者の指定する場所に分別し集積すること。なお、集積に使用する袋等は受託者において準備するものとする。

イ 巡回での業務委託における、以下の作業

- ① ユーティリティ（薬品、燃料等）、消耗品・備品等の入荷、保管管理等の業務、特記仕様書第４条に掲げる付帯業務に係わる立ち会い作業

ウ 安全管理のため必要な作業

- ① 交通誘導作業
- ② 安全管理作業

エ 浸水対策作業

出水期前に処理場・ポンプ場において、止水板の設置・止水シートの設置等を実施するもの。非出水期には監督員の指示に従い、撤去を行うこと。

（付帯業務の内容）

第4条 一般仕様書第６条に規定する業務の主な内容は、以下のとおりとする。また、付帯業務に関連する届出書や報告書等については、速やかに委託者へ提出すること。

（１） 篠山排水ポンプ場保守点検業務の内容

篠山排水ポンプ場が機能を十分発揮するよう点検整備を行う業務。

詳細は別紙１のとおりとする。

（２） 自家用電気工作物保安管理業務の内容

中央浄化センター、中継ポンプ場及び篠山排水ポンプ場の自家用電気工作物を自家用電気工作物保安規定に基づき行う業務。詳細は別紙２のとおりとする。

(3) 消防設備等保守点検業務委託の内容

中央浄化センター、中継ポンプ場及び篠山排水ポンプ場の消防設備等の保守点検を消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき行う業務。詳細は別紙 3 のとおりとする。

(4) 地下タンク気密漏洩検査業務の内容

中央浄化センター及び篠山排水ポンプ場の地下タンクの気密漏洩検査を消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行う業務。詳細は別紙 4 のとおりとする。

(5) ボイラー定期点検整備業務の内容

中央浄化センターのボイラーの定期点検整備をボイラー及び圧力容器安全規則第 40 条および第 70 条の規定に基づき行う。また、必要に応じて運転を行う業務。詳細は別紙 5 のとおりとする。

(6) 庁舎清掃業務の内容

処理場施設内を清潔に保つために行う清掃業務、詳細は別紙 6 のとおりとする。

(7) 篠山排水ポンプ場植栽管理業務の内容

篠山排水ポンプ場の年 1 回の植栽管理業務。詳細は別紙 7 のとおりとする。

(8) 篠山排水ポンプ場沈砂池浚渫業務の内容

篠山排水ポンプ場の沈砂池に堆積した砂分の浚渫業務。詳細は別紙 8 のとおりとする。

(9) 篠山排水ポンプ場天井クレーン点検業務の内容

篠山排水ポンプ場に設置してある天井クレーンの点検業務。詳細は別紙 9 のとおりとする。

(10) 修繕業務の内容

業務対象施設の機能維持及び不具合解消を目的とした修繕業務。詳細は別紙 10 のとおりとする。

別表 マンホールポンプ場施設の概要

No.	名称	所在地	ポンプ設備の概要	稼働年月日 (更新年月)
1	寺山	津福本町 374-1 (聖ルチア裏寺山公園)	100φ×1.0 m ³ /分×17.0m 圧送先 2 条管へ 7.5kW×2 台	S60.4.1 H21.3(盤・ボ)
2	中田	西町 607 (中田公園前)	100φ×0.65 m ³ /分×12m 5.5kW×2 台	S61.4.1 H21.3(盤) H28.3(ボ)
3	五反田	西町 1469	80φ×1.0 m ³ /分×7.0m 2.2kW×2 台	S62.4.1 H27.3(盤)
4	下野	津福今町 624-1 (津福小学校東)	100φ×0.53 m ³ /分×6.3m 2.2kW×2 台	H1.4.1 H28.3(盤・ボ)
5	鞍打	西町 396-1 (日吉神社前)	80φ×0.15 m ³ /分×4.0m 0.75kW×2 台	H1.4.1 H28.3(盤)
6	金丸 1 号橋	西町 662-8	80φ×0.27 m ³ /分×4.0m 1.5kW×2 台	H5.4.1 H28.3(盤)
7	野伏間	野伏間一丁目 8-5 (ブックオフ北)	100φ×0.85 m ³ /分×11.0m 5.5kW×2 台	H7.4.1 H28.3(盤・ボ)
8	小森野古川	小森野一丁目 14 (古川公園内)	80φ×0.45 m ³ /分×8.2m 2.2kW×2 台	H9.4.1 R2.3(P・盤)
9	国分隈山	国分町 402	100φ×1.75 m ³ /分×11.2m 5.5kW×2 台	H10.4.1
10	国分宮所道	国分町 6	80φ×0.45 m ³ /分×13.4m 予旋回付 3.7kW×2 台	H11.4.1 R2.3(P・盤)
11	野中船塚	野中町 124	80φ×0.45 m ³ /分×8.6m 予旋回付 2.2kW×2 台	H11.4.1 R2.3(P・盤)
12	高良内鷹月	高良内町 4232-18	80φ×0.3 m ³ /分×11.0m 予旋回無 2.2kW×2 台	H11.4.1 R4.3(P・盤)
13	野中十三部	野中町 419	80φ×0.45 m ³ /分×6.2 m 2.2kW×2 台	H12.4.1 R5.3(P・盤)
14	御井下川原	御井町 2273	80φ×0.45 m ³ /分×12.6 m 3.7kW×2 台	H12.4.1
15	高良内舟底	高良内 157	80φ×0.45 m ³ /分×15.0 m 3.7kW×2 台	H12.4.1 R5.3(P・盤)
16	上津 2 丁目	上津二丁目 47	80φ×0.45 m ³ /分×5.5m 2.2kW×2 台	H13.4.1
17	金丸川南	西町 593-1	80φ×0.45 m ³ /分×15m 1.5kW×2 台	H13.4.1
18	高野 2 丁目	高野二丁目 2-17	80φ×0.64 m ³ /分×9m 3.7kW×2 台	H16.4.1
19	上津蓮の池	上津町 2044-3	150φ×1.64 m ³ /分×6.7m 5.5kW×2 台	H18.4.1
20	宮ノ陣中東	宮ノ陣町大杜 440-4	80φ×0.67 m ³ /分×8.3m 3.7kW×2 台	H18.4.1
21	御井朝妻	御井町 1538	80φ×0.45 m ³ /分×12.6m 3.7kW×2 台	H18.4.1
22	東町公園南	東町 30-1	80φ×1.0 m ³ /分×5m 3.7kW×1 台	H10.4.1
23	上津江崎橋	上津二丁目 20-27	80φ×0.45 m ³ /分×4.9m 1.5kW×2 台	H19.4.1
24	国分上限山	国分町 351	80φ×0.45 m ³ /分×7.5m 1.5kW×2 台	H20.7
25	宮ノ陣八丁島	宮ノ陣町八丁島 1915-15	100φ×0.798 m ³ /分×35.6m 22kW×2 台	H21.4.1
26	善導寺飯田北	善導寺町飯田 462-4	65φ×0.159 m ³ /分×5.1m 0.75kW×2 台	H24.4.1
27	善導寺飯田南	善導寺町飯田 463-5	65φ×0.159 m ³ /分×5.6m 0.75kW×2 台	H24.4.1
28	山川堤の上	山川町 752-2	65φ×0.159 m ³ /分×6.5m 0.75kW×2 台	H24.4.1

29	山川野口	山川野口 13-8	50φ×0.159 m ³ /分×3.9m 0.4kW×2 台	H24.4.1
30	山川真空 ステーション	山川町 918-1	65φ×2.0 m ³ /分× -70Kpa 5.5kW×2 台(真空ポンプ)	H24.4.1
31	太郎原	太郎原町 869-2	65φ×0.3 m ³ /分×4.1m 0.75kW×2 台	H25.4.1
32	新産団地北	宮ノ陣町若松 1331	65φ×0.168 m ³ /分×8.7m 1.5kW×2 台	H25.4.1
33	新産団地南	宮ノ陣町若松 204	65φ×0.168 m ³ /分×12.2m 1.5kW×2 台	H25.4.1
34	山川本村	山川町 612-2	50φ×0.159 m ³ /分×4.0m 0.4kW×2 台	H25.4.1
35	高良内鷹月西	高良内町 4240-6	65φ×0.159 m ³ /分×8.3m 0.75kW×2 台	H25.4.1
36	御井町	御井町 1327	50φ×0.159 m ³ /分×4.0m0.75kW ×2 台	H25.4.1
37	荻原	国分町 1522-2	50φ×0.159 m ³ /分×4.0m 0.4kW×2 台	H25.4.1
38	南久留米駅	国分町 1434	65φ×0.159 m ³ /分×4.0m 0.4kW×2 台	H25.5.1
39	善導寺駅西	山本町耳納 1182	65φ×0.265 m ³ /分×8.5m 1.5kW×2 台	H26.4.1
40	若松古賀	宮ノ陣若松 2258	65φ×0.466 m ³ /分×15.2m 3.7kW×2 台	H26.4.1
41	外柴橋	宮ノ陣町八丁島 1926 付近	65φ×0.39 m ³ /分×6.6m 1.5kW×2 台	H27.4
42	細永東	国分町 1497-5 付近	50φ×0.071 m ³ /分×9.8m 0.4kW×2 台	H27.4
43	宮ノ陣大杜	宮ノ陣町大杜 554-6	65φ×0.159 m ³ /分×9.2m 1.5kW×2 台	H28.4
44	山本下野南	山本町豊田 1018-1	65φ×0.2 m ³ /分×4.6m 0.75kW×2 台	H28.4
45	山本下野北	山本町豊田 1049-20	50φ×0.071 m ³ /分×5.1m 0.4kW×2 台	H28.4
46	善導寺飯田	善導寺町飯田 967 付近	50φ×0.156 m ³ /分×7.5m 0.75kW×2 台	H28.7
47	善導寺木塚	善導寺町木塚 832-1 付 近	65φ×0.159 m ³ /分×7.2m 0.75kW×2 台	H30.3
48	勿体島	善道寺町飯田 1309 付近	100φ×1.17 m ³ /分×9.0m 3.7kW×2 台	H31.4
49	勿体島北	善道寺町飯田 1238-2 付 近	65φ×0.159 m ³ /分×7.1m 0.75kW×2 台	H31.4
50	山本小東	山本町耳納 256-1 付近	50φ×0.113 m ³ /分×4.3m 0.4kW×2 台 (FRPポンプユニット)	H31.4
51	湯ノ尻	津福本町 1420-11	65φ×0.159 m ³ /分×7.5m 0.75kW×2 台	R1.12.1
52	山本西泉北	山本町耳納 560-1 付近	65φ×0.159 m ³ /分×6.2m 0.75kW×2 台	R2.4.1
53	山本西泉中	山本町耳納 807 付近	65φ×0.159 m ³ /分×6.9m 0.75kW×2 台	R2.4.1
54	大橋常持西	大橋町常持 500-1 付近	100φ×1.131 m ³ /分×11.7m 5.5kW×2 台	R3.4.1
55	善導寺島南	善導寺町島 1076 付近	65φ×0.159 m ³ /分×5.4m 0.75kW×2 台	R3.4.1
56	山本西泉南	山本町耳納 641-1 付近	50φ×0.071 m ³ /分×9.7m 0.75kW×2 台	R3.4.1
57	草野柁目	草野町矢作 136-1 付近	65φ×0.159 m ³ /分×10.0m 1.5kW×2 台	R3.4.1
58	山本ふれあい公園	山本町耳納 1864-1 付近	65φ×0.159 m ³ /分×17.6m 3.7kW×2 台	R4.6.1

59	山本東泉	山本町耳納1701-1 付近	65φ×0.159 m ³ /分×11.2m 1.5kW×2 台	R4.4.1
60	山本山本	山本町耳納1813-2 付近	50φ×0.071 m ³ /分×6.2m 0.40kW×2 台 (FRPポンプユニット)	R4.4.1
61	善導寺島橋	善道寺町島 580-3 付近	65φ×0.159 m ³ /分× 4.7m 0.75kW×2 台	R4.4.1
62	宮ノ陣若松	宮ノ陣町若松 16 付近	65φ×0.159 m ³ /分× 5.2m 0.75kW×2 台	R5.4.1
63	桜花台	高良内 3980-1 付近	65φ×0.159 m ³ /分×17m 3.7 kW×2 台	R6.5.1
64	草野町吉木	草野町吉木 1231-2 付近	65φ×0.159m ³ /分×6.9 m 0.75 kW×2 台	R4.4.4
65	新下弓削橋(仮称)	東合川七丁目 12-52 付 近	65φ×0.45m ³ /分×8.6 m 1.5 kW×2 台	R9.4.1 予定

(篠山排水ポンプ場点検整備業務の概要)

1 篠山排水ポンプ場点検整備業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

篠山排水ポンプ場

ア 業務対象の主要設備

・水門、吐出ゲート設備	1 式
・除塵設備	1 式
・エンジンポンプ設備	1 式
・エンジンポンプ用補機設備	1 式
・除砂設備	1 式
・給排気ファン設備	1 式
・受変電設備	1 式
・自家発電設備	1 式
・直流電源設備	1 式
・動力設備	1 式
・計装設備	1 式
・建築付帯設備	1 式
・照明設備	1 式
・その他	1 式

イ 電気工作物の概要

(需要設備)

・設備容量	300kVA
・受電電力	52kW
・受電電圧	6,600V

(非常用電源設備)

・発電機の定格容量	400kVA
・発電機の定格電圧	200V
・原動機の種類	ディーゼルエンジン

(2) 業務内容

- ・吐出ゲート設備を含む篠山排水ポンプ場施設の保守点検整備。
 - ・非常用自家発電設備の月 1 回の試運転。但し、隔月で実負荷試運転を行うものとする。
 - ・月例点検時には、ポンプの試運転を行うこと。吸込槽の水位が低いときは、ポンプに支障がないよう最小回転数で試運転を行うこと。
 - ・点検内容は点検整備業務計画書によるものとする。
- ただし、大型機器のオーバーホール、修繕工事及びクレーンの法定検査は除く。

(3) 点検頻度

ア 月次点検

1回／月 以上

イ 年次点検

1回／年 以上

ウ 臨時点検

随時、事故・故障及び異常が見られるとき

(自家用電気工作物保安管理業務の概要)

1 自家用電気工作物保安管理業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

ア 処理場施設

中央浄化センター 受変電設備
受電電圧 : 6,600V
受電設備 : 4,525kVA
非常用予備発電機 : 900kVA
常用発電所 : 294kW
絶縁常時監視装置 : 自動 IT
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

イ 中継ポンプ場施設

① 長門石中継ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 6,600V
受電設備 : 150kVA
非常用予備発電機 : 150kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

② 櫛原中継ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 6,600V
受電設備 : 500kVA
非常用予備発電機 : 400kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

③ 宮ノ陣中継ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 6,600V
受電設備 : 200kVA
非常用予備発電機 : 200kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

④ 若松中継ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 200V
受電設備 : 26kVA
非常用予備発電機 : 50kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

⑤ 小森野中継ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 200V
受電設備 : 49kVA
非常用予備発電機 : 74kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

ウ 雨水ポンプ場施設

篠山排水ポンプ場 受変電設備

受電電圧 : 6,600V
受電設備 : 300kVA
非常用予備発電機 : 400kVA
絶縁常時監視装置 : 無
デマンド監視装置 : 無
高圧監視装置 : 無

(2) 業務内容

電気事業法で義務付けられている以下の業務を行う。電気工作物の詳細については、添付図面のとおりとする。

ア 自家用電気工作物の維持、技術基準適合維持（電気事業法第 39 条）

受託者は、自家用電気工作物を技術基準に適合するように維持しなければならない。

イ 保安規定の遵守（電気事業法第 42 条）

受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めることとする。

また、電気事業法第 42 条に関する届出した際は、久留米市に届出書の写しを通知しなければならない。

ウ 電気主任技術者の選任（電気事業法第 43 条）

受託者は、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。また、専任・解任を届出した際は、久留米市に届出書の写しを通知しなければならない。

エ 電気保安の外部委託

電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づき、電気保安法人への外部委託を認めるものとする。外部委託する場合は、電気事業法業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け、久留米市に通知することとする。

(消防設備等保守点検業務の概要)

1 消防設備等保守点検業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 点検対象施設

ア 処理場施設

中央浄化センター

イ 中継ポンプ場施設

長門石中継ポンプ場

櫛原中継ポンプ場

宮ノ陣中継ポンプ場

小森野中継ポンプ場

若松中継ポンプ場

ウ 雨水ポンプ場施設

篠山排水ポンプ場

(2) 業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検業務を行う。なお、本業務委託の点検の種類及び点検内容は、消防庁告示第 14 条で定める基準に基づき、実施するものとする。

(3) 点検対象設備

ア 処理場施設 消防設備

「中央浄化センターの主な消防設備等」のとおりとする。

イ 中継ポンプ場 消防設備

「中継ポンプ場及び篠山排水ポンプ場の主な消防設備等」のとおりとする。

ウ 雨水ポンプ場 消防設備

「中継ポンプ場及び篠山排水ポンプ場の主な消防設備等」のとおりとする。

(4) 業務履行上の注意事項

消防設備等保守点検業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

中央浄化センターの主な消防設備等

場 所	箇 所	設 備	自動火災報知設備															誘導灯 及び 誘導標識		消火器具	粉末消火設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			感知器												地区音響装置	発信機	配線点検	誘導灯及び誘導標識	配線点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			差動式			定温式			熱アナログ式 スポット型	煙式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			分布型			スポット型	感知線型	スポット型				分離型		光電アナログ式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			空気管式	熱電対式	熱半導体式			イオン化式		光電式	イオン化アナログ式	光電アナログ式	光電式									光電アナログ式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										非蓄積	蓄積	非蓄積	蓄積		非蓄積	蓄積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

中継ポンプ場及び篠山排水ポンプ場の主な消防設備等

場 所	設 備	自動火災報知設備																	誘導灯及び誘導標識		消火器具	粉末消火設備	
		感知器															地区音響装置	発信機	配線点検	誘導灯及び誘導標識			配線点検
		差動式			定温式			熱アナログ式スポット型	煙式														
		分布型		スポット型	スポット型	感知線型	スポット型				分離型												
		空気管式	熱電対式				熱半導体式		イオン化式	光電式	イオン化アナログ式	光電アナログ式	光電式	光電アナログ式									
															非蓄積	蓄積							
橿原中継ポンプ場	地下1階				2												1	1	1式	1式	1式	1式	8
	1階									1							2	1					
	2階									7							2	1					
	階段									2													
長門石中継ポンプ場	地下2階																		1式	1式	1式	1式	5
	地下1階					2																	
	1階				3											1	1						
	階段																						
宮ノ陣中継ポンプ場	地下1階																		1式	1式	1式	1式	4
	1階																						
	2階																						
	階段																						
若松中継ポンプ場	地下1階																		1式	1式	1式	1式	3
	1階																						
	階段																						
小森野中継ポンプ場	地下1階																		1式	1式	1式	1式	4
	1階																						
	階段																						
篠山排水ポンプ場	1階配電盤室 予備電源室								8	1							1	1	1式	1式	1式	1式	23
	1階除塵機室																1						
	2階操作室 パッケージ室								3	4							1	1					
	階段								2														
	3階休憩室 倉庫				2				3	2													
	4階ポンプ室								12							1	1						
	4階送風機室 送風消音機室								4							1	1						
	R階排風機室								5	1													

(地下タンク気密漏洩検査業務の概要)

1 地下タンク気密漏洩検査業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

- ア 処理場施設
中央浄化センター
- イ 雨水ポンプ場施設
篠山排水ポンプ場

(2) 業務内容

消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく自家発用地下タンク気密漏洩検査点検業務

(3) 検査対象設備

中央浄化センター

第 1 プラント自家用発電設備用地下燃料貯留タンク 容量 3kL 1 槽

第 2 プラント自家用発電設備用地下燃料貯留タンク 容量 4kL 1 槽

篠山排水ポンプ場

エンジンポンプ 3 台及び自家用発電設備用地下燃料貯留タンク 容量 25kL 2 槽

(4) 検査方法

ア 気相部（以下のいずれかを実施）

① 微加圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

② 微減圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

イ 液相部

その他の方法

（財）全国危険物安全協会が性能評価した方法・機器で行う検査であること。

(5) 業務履行上の注意事項

地下タンク気密漏洩検査業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

(ボイラー定期点検整備業務の概要)

1 ボイラー定期点検整備業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

中央浄化センター

(2) 業務内容

ボイラー及び圧力容器安全規則第 40 条および第 70 条の規定による。

ボイラー定期性能検査（概ね 7 月上旬まで）の準備作業（性能検査費用は市とする）、及びボイラーの運転

(3) 業務対象設備

設備名称	: No.2 ボイラ（炉筒円筒式ボイラー）
型 式	: リキボイラ 2 3 8 3 号
蒸 発 量	: 1,650kg/h
伝熱面積	: 33.0 m ²
最高使用圧力	: 7.0kg/cm ³
検査証有効期間	: 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで
検査番号	: 第 2383 号

(4) 提出書類

性能検査整備結果報告書、写真、安全弁整備結果記録書

(5) 特記事項

- ・ 契約履行に必要な電力、用水は無償で支給するものとする。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
- ・ 消耗品（水面計ガラスを含む）は整備費に含む。
- ・ マンホールパッキンは整備費に含む。
- ・ 安全弁整備後は、吹き出し圧力を調整し、その吹き出し圧力を記録すること。
- ・ 交換するパッキン類はアスベストを含まない物を使用すること。
- ・ 受託者が必要と認めた箇所にはボイラーペイントを塗装すること。
- ・ 性能検査には受託者（整備業者）が立ち会うこと。
- ・ 整備工程については事前に担当者と調整すること。
- ・ 検査時に指摘された修理及び機器交換費用は、委託者負担とする。
- ・ 発生した廃棄物は、適正に処分すること

(6) 業務履行上の注意事項

ボイラー定期点検整備業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

ボイラー定期点検整備業務

検査項目	作業項目	分解 整備	取 外 整 備	清 掃	備考
内部検査	マンホール、掃除穴、検査穴		○		パッキン取替、清掃
	管内掃除(煙管、ドラム、炉筒、前後部煙室、銅、鑑、缶板等)			○	スケール除去、腐食調査
外部検査	爆発炉		○		
	ダンパー				作動確認
	耐火物				不良箇所補修
	保温材				不良箇所補修
	燃焼室			○	不良箇所補修、清掃
	煙道、煙室			○	スス除去
付属品検査	安全弁	○			分解擦合せ、清掃、吹き出し圧力調整
	圧力計		○		清掃
	水面計		○		ガラス、パッキン入れ替え、清掃
	主止弁		○		分解擦合せ、清掃、パッキン入替
	給水止弁		○		分解擦合せ、清掃
	給水逆止弁		○		分解擦合せ、清掃
	ブロー弁		○		分解擦合せ、清掃
自動制御装置	圧力制限器、圧力調整器			○	清掃、機能検査
	低水位遮断弁	○			スケール除去、機能検査
	水位調整器			○	機能検査
	火炎検出器		○		機能検査
	絶縁抵抗				測定
	シーケンステスト				機能検査
	操作盤機器、ターミナル			○	増締め
燃焼装置	バーナー	○			検査後燃焼調整
	点火装置		○		清掃、調整
	給油ストレーナ			○	
	除き窓			○	
給水装置	水面計		○		清掃
	給水ストレーナー			○	

(庁舎清掃業務の概要)

1 庁舎清掃業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

中央浄化センター（詳細は添付図面のとおり）

(2) 業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、清掃場所・面積等については、設計書明細に基づくものとする。

ア 清掃作業

① 日常清掃

週単位で日常的に行うこと。土曜日、日曜日、祝日を除く日における午前中迄に完了し、その後は適宜巡回清掃し、常に美観の保持に努めなければならない。
なお、事務室の清掃は、執務時間以外に行うこととするが、執務に支障がないときは、適宜実施することができるものとする。

② 定期清掃

月または年に数回、定期的に行うこと。清掃日は、原則閉庁日とする。

イ 衛生用品（消耗品）の補充

使用に不便をきたさないよう定期的に補充を行うこと。

ウ 一般廃棄物の処理

清掃により生じた一般廃棄物及び中央浄化センターの業務上生じた一般廃棄物については、一般廃棄物として久留米市指定の事業系ごみ袋（発注者支給）に入れ、処理するものとする。なお、ごみの運搬については久留米市の一般廃棄物収集運搬許可業者により行うものとし、受託者が許可業者でない場合には、受託者と許可業者による収集運搬契約を締結し、その写しを担当職員に提出すること。

エ その他廃棄物（産業廃棄物を除く。）の処理

清掃及び中央浄化センターの業務上生じたウ以外の廃棄物（産業廃棄物を除く。）については、廃棄物の種別に応じて適切に処理すること。ただし、産業廃棄物に該当する物の処分については、本件業務に含まないものとする。

(3) 作業実施予定および報告について

受託者は、年間作業実施予定表及び月単位で予定表と報告書を作成し承認を得なければならない。

(4) 業務の手直し

委託者は、業務実施が契約書並びに一般仕様書及び特記仕様書に適合していないと認めたときには、業務の手直しを命ずることができる。

(5) 業務履行に必要な費用負担

業務に必要な機械器具、消耗品、作業服などは、受託者の負担とする。ただし、水道光熱費については、委託者の負担とする。

(6) 機械器具・薬品の指定

業務に使用する機械機器、薬品等は、実証実験済みの優良品を使用しなければならない。

(7) 業務履行上の注意事項

ア 庁舎清掃の業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

イ 受託者は、契約書、一般仕様書及び特記仕様書等に記載のない事項についても、担当職員からの指示があった場合は、契約金額を変更することなく、指示に従い実施するものとする。

ウ 業務を実施するために使用する材料、機器等は建築物の構造機能及びその材質を破損又は変質させないような品質良好なものとし、新製品は十分なテストの上、担当職員の承認を受けなければならない。

エ 作業員は、庁舎設備機器、備品等の破損個所を発見したときは、直ちに担当職員に報告しなければならない。

オ 受託者は、本業務の処理上知り得た一切の情報は機密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。

日常清掃 業務一覧①

建物名	場所	作業内容	頻度
管理棟	玄関ホール	除塵及び水拭き フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、 ごみ収集及び金属部分除塵	開庁日
	階段（1～2 階）	除塵及び水拭き 手すり拭き 窓台除塵及び拭き	開庁日
	廊下（1 階）	除塵及び水拭き ごみ収集	開庁日
	会議室	除塵及び水拭き ごみ収集 什器・備品の拭き 窓台の除塵及び拭き	開庁日
	空調室	除塵及び水拭き ごみ収集	開庁日
	更衣室（1 階）	除塵及び水拭き ごみ収集	開庁日
	脱衣室	除塵及び水拭き ごみ収集、洗面台・鏡・水洗金具拭き、足拭きマット乾 燥、脱衣棚拭き	開庁日
	浴室	除塵及び水拭き 壁・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具拭き	開庁日
	洗面所（1 階）	除塵及び水拭き ごみ収集、洗面台及び、水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗 浄、衛生消耗品補充	開庁日
	トイレ(男女)（1 階）	除塵及び水拭き ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水 栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚 物収集	開庁日
	階段（2～3 階）	除塵及び水拭き 手すり拭き	開庁日
	廊下（2 階）	除塵及び水拭き ごみ収集	開庁日
	職員事務室	除塵及び水拭き ごみ収集 什器・備品の拭き 窓台の除塵、拭き、及び鏡拭き	開庁日
	業者事務室	除塵及び水拭き ごみ収集 什器・備品の拭き 窓枠の除塵、拭き、及び鏡拭き	開庁日
	職員湯沸室	除塵及び水拭き 流し台洗浄、厨茶収集及びごみ収集	開庁日
	更衣室（2 階）	除塵及び水拭き	開庁日
	図面庫	除塵及び水拭き	開庁日
	洗面所（2 階）	除塵及び水拭き ごみ収集、洗面台及び、水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗 浄、衛生消耗品補充	開庁日
	トイレ（男女）（2 階）	除塵及び水拭き ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水 栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚 物収集	開庁日
	水質試験室	除塵及び水拭き 除塵及び水拭き ごみ収集 什器・備品の拭き 窓枠の除塵、拭き、及び鏡拭き	開庁日

日常清掃 業務一覧②

建物名	場所	作業内容	頻度
第 1プラント 汚泥棟	汚泥棟 トイレ	除塵及び水拭き ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	4 回/月
第 2プラント 汚泥棟	廊下(1 階)	除塵及び水拭き 窓台の除塵及び拭き	4 回/月
	階段(1～2 階)	除塵及び水拭き 手すり拭き	4 回/月
	廊下(2 階)	除塵及び水拭き ごみ収集	4 回/月
	湯沸室	除塵及び水拭き 流し台洗浄、厨茶収集及びごみ収集	4 回/月
	トイレ(2 階)	除塵及び水拭き ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	4 回/月
	洗面所(2 階)	除塵及び水拭き ごみ収集、洗面台及び、水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充	4 回/月

定期清掃 業務一覧①

建物名	場 所	作業内容	回数
管理棟	玄関ホール	表面洗浄	2回/年
	階段（1～2 階）	表面洗浄	2回/年
	廊下（1 階）	表面洗浄	2回/年
	会議室	表面洗浄	2回/年
	作業員控室	表面洗浄	2回/年
	業者休憩室(和室)	表面洗浄	2回/年
	更衣室（1 階）	表面洗浄	2回/年
	脱衣室	表面洗浄	2回/年
	浴室	表面洗浄	2回/年
	洗面所（1 階）	表面洗浄	2回/年
	トイレ(男女)（1 階）	表面洗浄	2回/年
	階段（2～3 階）	表面洗浄	2回/年
	廊下（2 階）	表面洗浄	2回/年
	職員事務室(和室のみ)	表面洗浄	2回/年
	職員湯沸室	表面洗浄	2回/年
	業者事務室	表面洗浄	2回/年
	更衣室（2 階）	表面洗浄	2回/年
	図面庫	表面洗浄	2回/年
	洗面所（2 階）	表面洗浄	2回/年
	トイレ（男女）（2 階）	表面洗浄	2回/年
	操作室	表面洗浄	2回/年
	水質試験室	表面洗浄	2回/年
第 17 [°] ラント 汚泥棟	トイレ(1 階)	表面洗浄	2回/年
第 27 [°] ラント 汚泥棟	廊下（1 階）	表面洗浄	2回/年

定期清掃 業務一覧②

建物名	場 所	作業内容	回数
第 27° ラント 汚泥棟	階段（1～2 階）	表面洗浄	2 回/年
	廊下（2 階）	表面洗浄	2 回/年
	操作室	表面洗浄	2 回/年
	湯沸室	表面洗浄	2 回/年
	トイレ	表面洗浄	2 回/年
	洗面所	表面洗浄	2 回/年

(篠山排水ポンプ場植栽管理業務の概要)

篠山排水ポンプ場植栽管理業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 業務内容及び業務範囲

篠山排水ポンプ場の植栽管理を実施するもので、対象範囲は平面図のとおりとする。

(2) 参考数量

名称	規格	数量	単位	適用
生け垣剪定	H=3.0m 程度	41	m ²	カイヅカ 1 回
生け垣剪定	H=2.0m 程度	33	m ²	カイヅカ 1 回
寄植剪定	H=1.0m 程度	719	m ²	ツツジ 1 回

仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または業務施工上当然必要なものについては、監督職員の指示に従い受託人において、異議なく執行するものとする。

(3) 業務基準

受託人は作業の実施にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意して執行する。委託業務の執行にあたってはこの仕様書によるほか、植栽管理業務技術基準によるものとする。

(4) 一般廃棄物の処理

剪定した枝等の事業系一般廃棄物の処理については、受託者自ら若しくは許可業者が、久留米市のごみ処理施設（宮ノ陣クリーンセンター・上津クリーンセンター）へ搬入し処分すること。

(5) 作業場所の整理整頓

受託人は、機械器具、不要土砂、切枝等を交通および保安上の損害とならないように使用の都度整理しなければならない。また業務の完了と同時に速やかに不用材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(6) 作業実施予定および報告について

受託者は、年間作業実施予定表及び月単位で予定表と報告書を作成し承認を得なければならない。

植栽管理業務技術基準

第1節 高木剪定

1. 剪定の種類

- イ) 既設剪定…樹冠の整正、枝の込過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、切詰め、枝抜きを行う。
- ロ) 軽剪定 …人、車の通行等の障害となる枝を剪定し、特に下枝、垂下がり枝を剪定する。

2. 主として剪定すべき枝

- イ) 枯枝
- ロ) 成長の止まった弱小の枝
- ハ) 著しく病害虫に犯されている枝
- ニ) 通風、採光、人、車の通行等の障害となる枝
- ホ) 折損によって危険をきたす恐れのある枝
- ヘ) 樹冠、樹型、生育上不必要な枝（徒長枝、からみ枝、ふところ枝、逆枝、立枝、ヤゴ等）

3. 剪定の方法

イ) 一般事項

- ① 樹木は、特に修景上規格形にする必要があるとして監督職員が指示する場合を除き、自然型仕立てとする。
- ② 不定芽の発生原因となる「ぶつ切」などは原則として行わない。
- ③ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
- ④ 太枝の剪定は、切断個所の表皮が剥がれないよう切断予定個所の10cm上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除する。また切り口は監督職員の指示に従い必要に応じて防腐処理を行う。
- ロ) 切詰め剪定・・・樹冠を一定の大きさに保つ場合に行う。新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。この場合定芽は原則として外芽とする。
- ハ) 枝抜き剪定・・・こみ過ぎた部分の新生枝、徒長枝、あるいは樹冠の形姿構成上不必要な枝をそのつけ根から切取る。
- ニ) 切返し剪定・・・樹冠外に飛び出した枝の切り取り、および樹冠を小さくする場合に枝の先端を切り詰めることはしないで、長い枝の途中から分かれている短い方を残して長い方をそのつけ根から切取る。古枝で先端がコブ状になっている枝を切取る場合は、古枝の途中にあるよい方向の新生枝を生かし、その部分から上方の古枝を切取る。

第2節 単木(低木)、中低木剪定

樹木の特性に応じて切詰め、中透かし、枯枝の除去を行う。その他は高木剪定に準ずる。

第3節 寄植刈込、生垣剪定

- 1. 枝の密集した箇所は中透かしを行い、刈込原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2. 据枝は、下枝の枯上がり防止するため、上方を強く、下方を弱く選定する。
- 3. 作業にあたっては踏込み部分の枝条を損傷しないよう十分注意する

(篠山排水ポンプ場沈砂池浚渫業務の概要)

- 1 篠山排水ポンプ場沈砂池浚渫業務の概要は以下のとおりとする。
- 2 本業務は久留米市旭町の篠山排水ポンプ場に設置されている沈砂池内に堆積している土砂の浚渫業務を行うものである。本業務は以下の手順で行うものとする。

【業務手順】

- ① 排水ポンプを使用し、沈砂池に溜まっている雨水を排水し、排泥作業ができるようにする。
 - ② 洗浄車により汚泥を分散し強力汚泥吸引車で堆積した汚泥の浚渫を行う。
 - ③ 強力汚泥吸引車により沈砂池内に堆積した土砂の浚渫を行う。
※本業務で使用する吸引車は強力吸引車（規格：8 T 以上）を使用すること。
 - ④ 洗浄車により壁面等の清掃を行う。
 - ⑤ 浚渫した土砂は水切りを行い、改良土プラントにて処理を行うこと。
 - ・堆積土砂量 30 m³
 - ・土砂搬出先 改良土プラント（福岡県の承認施設に限る）
- 3 業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるものとする。
 - ① 作業前は必ず酸素濃度を測定し、作業中は換気ファンを設置して、沈砂池内の通気を確保すること。
 - ② 作業中は人身事故・物損が無きよう細心の注意を払うこと。
 - ③ 業務に必要な車両や工具等は受託者にて準備するものとする。
 - 4 業務実施に関連して事故が発生したときは、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。
 - 5 業務施工中に於いても機械器具等はその都度整理し、常に整理整頓し施工するものとする。また土砂運搬中に当たっては、道路面の清掃を行なうものとする。
 - 6 業務の完了と同時に早やかに不要材料や仮設物を搬出して清掃するものとする。

(篠山排水ポンプ場天井クレーン点検業務の概要)

- 1 篠山排水ポンプ場天井クレーン点検業務の概要は以下のとおりとする。
- 2 施工年度 2年毎に実施するものとする。
 - ・令和10年度
 - ・令和12年度
- 3 対象機 40 t / 8 t クレーン
 - ・製造メーカー 株式会社ミゾタ
- 4 点検業務
 - ・40 t クレーンの吊り上げ確認
 - ・8 t クレーンの吊り上げ確認
 - ・定期点検に必要な試験

※吊り上げ確認に必要な重りは本業務に含む。

(修繕業務の概要)

- 1 修繕業務の概要は以下のとおりとする。
- 2 対象施設における各機器において発生した不具合や市が指定する機器の整備等については、各年度において総額 30,000 千円(消費税等を含まない。)を超えるまでは、受託者において適時に適切な修繕を実施すること。なお、修繕によって性能低下とならないようにすること。
- 3 修繕の実施方法については、下記のとおりとする。
 - ア 修繕の上限は1件当たり 2,000 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。
なお、市が指定する修繕に関してはその限りではない。
 - イ 修繕の発注、契約、支払い等の事務についても本委託に含むものとする。
 - ウ 修繕を実施するにあたっては、下記項目を記載した修繕実施伺を提出し、市の承諾を得たうえで実施すること。
 - ① 施設名
 - ② 修繕名
 - ③ 修繕内容
 - ④ 見積金額
 - ⑤ 修繕予定業者
 - ⑥ 修繕期間中の施設への影響
 - エ 修繕完了時には、市の立会による完了確認を実施すること。
 - オ 修繕完了後、実施内容の詳細を記した完了報告書を市に提出すること。
 - カ 毎月、下記項目を記載した修繕台帳を提出し、進捗について市に報告すること。
 - ① 修繕の累計金額
 - ② 修繕の進捗状況(契約済、実施中、完了)を記載した一覧表